

医療提供体制改革の観点からの主な論点について（たたき台）

○ 医療需要の変化への対応

病床機能の分化・連携

・平成27年4月より、各都道府県が地域医療構想を策定することとしている中、地域医療構想策定ガイドライン（平成27年3月）に基づき、内閣官房において2025年に必要な病床数が試算された（平成27年6月）。

・地域ごとに、病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供するため、地域医療構想に沿って4つの医療機能をバランスの取れた形で確保する必要。

在宅医療・地域包括ケアシステムの推進

・地域包括ケアシステムの構築に必要な、かかりつけ医を中心とした多職種協働による在宅医療の推進に資するよう、適切な評価を含めた整備が必要。

・生活状況に対応したサービス提供の適切な評価が必要。

医療分野におけるICT化の推進

・現在、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）等に基づき、医療機関等の効率的な情報共有や医療の質の向上のため、情報通信技術（ICT）を活用し、電子カルテの普及、地域医療情報連携ネットワークの構築、遠隔医療等のICTを通じた診療への活用等について支援しているところ。

○ 医療従事者の確保

チーム医療の推進

・医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、チーム医療を推進していくことが必要。

勤務環境の改善

・医療従事者の離職防止や定着を促進し、医療の質の向上や患者満足度の向上等を図るためにも、医療機関における厳しい勤務環境の改善が必要。

○ 質の高い医療の効率的な提供

救急医療、小児医療及び周産期医療の充実	・救命救急センター、小児救命救急センター、周産期母子医療センター等の整備を進めているが、救急医療等については、今後も更なる充実が必要。
医療安全管理体制の向上	・医療安全管理体制の充実が求められている中で、医療事故の原因を究明し、再発防止を図る医療安全対策は、医療の安全や質の向上の観点から積極的に推進される必要。
医科歯科連携の推進	・口腔機能と全身疾患の関連に着目した医科歯科連携の促進が必要。
後発医薬品の使用促進	・「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上」という新たな目標が設定されており、更なる使用促進に向けた取組が必要。

○ 医薬品・医療機器の産業振興

質の高い臨床研究・治験の成果の活用	・「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）等に基づき、次世代のより良質な医療の提供のため、質の高い臨床研究及び治験の実施やその成果の活用による革新的医薬品等の開発の推進、治療法の改善等を促進するための拠点や体制構築を支援しているところ。
医薬品、医療機器、検査等のイノベーションの推進等	・「医薬品産業強化総合戦略」（平成27年9月4日厚生労働省）が策定されたところであるが、我が国で革新的新薬・医療機器等が創出されることは、国民の生命・健康の向上に貢献するとともに、産業政策の面からも重要。そのためには、イノベーションが適正に評価されることが重要。